

学校施設開放事業に係る使用料について

観光スポーツ部スポーツ振興課

1 使用料

学校施設（校庭、体育館及び武道場）を利用する場合、次の使用料が発生します。

区 分		使用料（単位：円）				摘 要
		利用の単位	中学生 以 下	高校生	一般	
校 庭	小学校	1 面 1 時間	100	150	300	1 学校 1 面とする。
	中学校					
体 育 館	小学校	1 面 1 時間	330	500	1,000	1 学校 1 面とする。
	中学校					1 学校 2 面とする。
武 道 場		1 時間	330	500	1,000	
暖 房 料		11 月 1 日から 4 月末日まで使用料の 100 分の 10 に相当する額				

- (1) 体育館の 1 面はバレーボールコート of 規格を基準とする。
- (2) 利用者の申し出による利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間とする。
- (3) 利用者の責めに帰すことができない事由により、利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合の使用料は、当該端数時間に 1 時間当りの使用料の額を乗じて得た額とする。
- (4) 体育館の使用において、同一時間に同一面を他の団体と共同で利用する場合の使用料は、全構成員を 1 団体とみなし、各使用料区分によるものとする。なお、この場合の学校施設利用申請書の申請者は、これら団体を代表する 1 団体が行うものとする。
- (5) 中学校の体育館において、同一時間に 2 面を単独で利用する場合の使用料は、1 面を利用した場合の算定額に 100 分の 100 に相当する額を加算した額とする。
なお、複数団体で利用の場合の使用料及び学校施設利用申請の方法は、これら団体を代表する 1 団体が行うものとする。

2 使用料の免除・減額

次の場合、使用料（暖房料含む）を免除、また減額しますので、予め証明書類(写)を提出し、該当する内容を利用申請書の減免申請欄にご記入願います。

- (1) スポーツ少年団本部に登録している団体が使用する場合（全額免除）
 - ・詳細は、(公財)千歳市スポーツ協会振興課(0123-22-4150)にお問合せください。
- (2) 千歳市社会教育関係登録団体が使用する場合（5割減額）
 - ・詳細は、千歳市教育委員会生涯学習課(0123-24-3153)にお問合せください。
- (3) コミュニティ認定団体が使用する場合（5割減額）
 - ・詳細は、千歳市市民環境部市民生活課(0123-24-0183)にお問合せください。

- (4) 社会福祉団体が使用する場合(5割減額)
・詳細は、千歳市社会福祉協議会(0123-27-2525)にお問合せください。
- (5) 利用者の半数以上が65歳以上、または障がい者の団体が使用する場合(5割減額)
「障がい者」とは、身体障がい者手帳等の交付を受けている方を指します。
・詳細はスポーツ振興課スポーツ施設係(0123-24-0855)にお問合せください。
- (1)は千歳市立学校の施設の開放に関する規則第11条第1項第5号、(2)~(4)は第4号、(5)のうち65歳以上は第3号、障がい者は第2号の適用となります。

3 使用料の納入方法

- (1) 利用が許可されると、使用料納入通知書が千歳市から団体事務局に郵送されますので、記載されている納期限内に必ず納入してください。期限内の納入が確認できない場合、以後の使用を禁止とします。
- (2) 使用料納入通知書が届かない場合は、スポーツ振興課スポーツ施設係までお問合せください。

4 使用の取消し及び使用料の還付

- (1) 使用を取消しする場合、決定した時点で必ず連絡してください。体育館は管理指導員へ、校庭はスポーツ振興課へ連絡し、千歳市公共施設予約サービスで予約取消申請をしてください。
- (2) 取消しするときは3日前の開庁時間までに千歳市公共施設予約サービスで予約取消申請をした場合、該当日の使用料の5割の額が還付となります。
- (3) 利用者の責めに帰すことのできない理由(学校行事等)により中止する場合は、使用料の全額が還付となります。
- (4) 還付の方法は、特に申し出がなければ翌月使用料での調整を基本としますが、団体の解散等によりそれ以降使用しない場合は、口座振込での還付となりますので、別途必要書類を提出していただきます。
- (5) 利用許可があった時点で使用料が発生します。

問合せ先：千歳市スポーツ振興課スポーツ施設係

電 話：0123-24-0855 FAX：0123-22-8851

E-mail：sportsshinko@city.chitose.lg.jp